



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q1 「働き方改革」で議論されていた「裁量労働制」とは、どんな働き方ですか？

A1 「裁量労働制」とは、「仕事の進め方」や「時間配分」が「労働者自らの裁量に委ねられる」労働時間制度です。すべての社員に適用できるものではなく、特定業務にのみ認められています。営業職に多い「事業場外みなし労働時間制」とは異なります。

特定業務には「専門業務型」（労基法38条3）と「企画業務型」（労基法38条4）があります。

専門業務型は、下記の19業務のみに限られ、労使協定を結び協定を所轄労働基準監督署に届出で初めてこの働き方が認められます。

- ①新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究
- ②情報処理システムの分析又は設計
- ③新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送番組の制作のための取材若しくは編集
- ④衣装、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案
- ⑤放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクター
- ⑥広告、宣伝等における商品等の内容、特長等に係る文章の案の考案（コピーライター）
- ⑦事業運営において情報システムを活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言
- ⑧建築物内における照明器具、家具等の配置に関する考案、表現又は助言
- ⑨ゲーム用ソフトウェアの創作
- ⑩有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言
- ⑪金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発
- ⑫学校教育法に規定する大学における教授研究
- ⑬公認会計士
- ⑭弁護士

- ⑮建築士
- ⑯不動産鑑定士
- ⑰弁理士
- ⑱税理士
- ⑲中小企業診断士

企画業務型は、それぞれに労働基準法で認められる「事業場」の「業務」に「労働者」を就かせた時に、その事業場に設置された労使委員会で決議した時間を労働したものとみなすことができる制度です。

【事業場】 本社・本店の他、事業運営に大きな影響を及ぼす決定が行われる支社等の事業場

【業務】 ①～④全てに該当する業務

- ①事業の運営に関する事項についての業務である
- ②企画、立案、調査及び分析の業務である
- ③当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務である
- ④当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務である

【労働者】 ①②何れにも該当する労働者

- ①対象業務を適切に遂行するための知識、経験を有する労働者
- ②対象業務に常態として従事している者

その他、労使委員会の決議の要件が、委員の4/5以上の多数決であることや、監督署への届出、対象労働者の同意等、この制度を導入・実施するにはきちんとした手続きが必要です。

この企画業務型の導入は手続きも難しいし、慎重にしないといけないと思いますね。

※今回解説したのは、現行の裁量労働制です。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980